

○上西委員 日本維新の会、上西小百合でございます。

このたびの法案に関して、私は去る六月十三日の当委員会でも質問の機会をいただき、私自身、一日も早く成立させるべき重要法案だと認識している旨を述べさせていただきました。その思いが高じて、会期末直前になってようやくこの法案が上程されたことに対して、大臣の意気込みが感じられないなどと大変失礼なことを申し、大臣からは、三権分立の憲法の規定をしっかりと勉強するようにとのありがたいお言葉を頂戴いたしました。

しかし、その一方で、議院内閣制も日本国憲法の定めるところであり、内閣のトップも衆議院議長の本籍も議連の委員長も所属は同じなものですから、急げば急げたのではないかと、それぐらい重要な法案ではないですかということ私を強調したかったのだということ改めて申し述べさせていただきます、本法案が廃案とならず、今こうして再び審議ができますことをうれしく思い、通告に従って質問をさせていただきます。

国会が休会中、私は、実に多くの国民の皆様と親しくお話をさせていただくことができました。その中でも、不幸にも建物を火事で失われた方の御遺族にめぐり会いました。

その方は、千葉県市原市で建設作業員の皆様が集まる宿舎のアパートが全焼した方の御遺族です。アパートの所有者は、車椅子生活の身体障害者です。奥さんは、日本語のたどたどしい外国人。長崎県に住む母親が危篤だとの連絡を受け、羽田空港でチェックインをした直後に、携帯電話へアパートが火事だとの連絡が入ったそうですが、そのまま帰省を敢行したようです。

千葉県の県民共済へ長年加入し、保険料は滞ることなく銀行の口座から引き落とされていたにもかかわらず、県民共済代理人の弁護士は、普通、火事の連絡を受ければ引き返すはずだが、長崎旅行、旅行という表現を使用されています、長崎旅行を続けたのは、誰かに放火をお願いしたと推認されると主張し、その方は結局保険金の支払いが受けられぬまま、母親は亡くなり、失意のうちにその方も先日亡くなってしまった事案です。

当然、この件に関しては、警察も放火などと嫌疑すらかけていません。しかし、資金の潤沢な大企業は、弁護士を立てて、一人の国民も救済できない状態をつくり出す、その現実をかいま見た気がいたしました。

不幸が重なり、被災者側の顧問弁護士も急逝。途方に暮れた東京都区在住の御遺族が消費者庁に相談しましたところ、市原市の消費生活センターを紹介され、出向いたところ、市原市民の税金で運営されているので市原市民の相談しか受け付けられないと、東京都消費生活総合センターを紹介されました。そこに電話を入れたところ、お住まいの区でも同様の窓口があるからと、中央区の消費者センターを今度は紹介され、面談がかなわなかったとのことでした。

市町村や区の消費生活センターをあっせんし、みずからは住民の相談にも応じないのであれば、都道府県の消費生活センターなどの存在意義はないに等しいのではないかと、そう思えてなりません。

そして、都のセンターで伺った中央区のセンターの電話に何十回電話をかけても一向に

つながらず、同じ敷地内の区役所の代表電話から回してもらっても、呼び出し音はずっと鳴っているのに全くつながらず、結局、高齢者用の詐欺被害相談窓口で電話を回され、やっとその窓口で面談が実現いたしました。そして、出てきた相談員からは、そのような高度な専門的な御相談に応じられる経験も能力も私たちにはありません、弁護士に相談するのが一番ではないですかと言われて終わったというありさまです。さんざんたらい回しにした結論としては、余りにもお粗末な結果ではないでしょうか。

結局、行政の場では何もできませんから、司法の場へ行きなさい、そういうことなのでしょうが、裁判ともなると、時間も費用も相当にかかる。それを回避するために行政に頼る国民に対して、このようなことでいいのでしょうか。このような状態でいいのでしょうか。

今議題になっている二段階の集団訴訟に対する法案が成立した後にも、被害を受けた国民が一番に相談に行くのは、警察でも弁護士事務所でもなく、消費者センターや国民生活センターではないでしょうか。

去る六月十三日の本委員会で、今議題になっている二段階訴訟などの制度、その消費者への周知徹底方法として、消費者庁から、国民生活センターや消費生活センターを、消費者の認知度も高く、実際の被害者が相談する可能性が高いとして、弁護士会、司法書士会などと並列して挙げられ、消費者庁及び特定適格消費者団体と連携しつつ周知を徹底される、そういった旨の御答弁があったのも記憶に新しいところでございます。

指揮命令下にはないのは重々承知の上で、あえて、弁護士でもいらっしゃいます森大臣の御感想なり御所見などをお聞かせいただけますでしょうか。